

お知らせ

## 国土交通省大臣官房官庁営繕部発注者綱紀保持委員会の 議事概要について

「国土交通省大臣官房官庁営繕部発注者綱紀保持委員会」は、「入札談合の再発防止対策について」(平成17年7月29日国土交通省入札談合発生防止対策検討委員会)を踏まえ、会計法令、独占禁止法、入札契約適正化法その他の発注事務に係る関係法令の遵守はもとより、国民の疑惑を招かないよう公共工事等の発注業務に係る綱紀の保持(以下「発注者綱紀保持」という。)を図るため、官庁営繕部に設置されました。

平成18年度第2回国土交通省大臣官房官庁営繕部発注者綱紀保持委員会が、平成19年1月15日(月)に開催されましたので、委員名簿及び議事概要についてお知らせいたします。<別添参照>

平成19年2月15日

### 問い合わせ先

国土交通省大臣官房官庁営繕部  
東京都千代田区霞が関2-1-2  
中央合同庁舎第2号館  
電話 03-5253-8111(代表)

管理課 営繕企画官 山本 清隆 (内23-122)

( 別 添 )

## 国土交通省大臣官房官庁営繕部 発注者綱紀保持委員会委員名簿

委 員 長	<small>ふじた いおり</small> 藤田 伊織	官庁営繕部長
副 委 員 長	<small>いけうち しんいち</small> 池内 眞一	官房審議官
委 員	<small>はらだ しげよし</small> 原田 重良	管理課長
委 員	<small>さわき えいじ</small> 澤木 英二	計画課長
委 員	<small>のむら おさむ</small> 野村 修	整備課長
委 員	<small>どい たかひこ</small> 土居 隆彦	設備・環境課長
外 部 委 員	<small>おきしお そういちろう</small> 沖塩 莊一郎	東京理科大学名誉教授
外 部 委 員	<small>かんだ まこと</small> 神田 良	明治学院大学経済学部教授
外 部 委 員	<small>さくらい けいこ</small> 櫻井 敬子	学習院大学法学部教授
外 部 委 員	<small>たにくち ひろくに</small> 谷口 汎邦	東京工業大学名誉教授
外 部 委 員	<small>もろた としろう</small> 諸田 敏朗	財団法人住宅管理協会監事

外部委員は50音順

## 平成18年度第2回国土交通省大臣官房官庁営繕部 発注者綱紀保持委員会 議事概要

日 時 平成19年1月15日(月) 16:15~17:15

場 所 中央合同庁舎第2号館低層棟共用会議室5

出席者 [委員、事務局]・・・

藤田伊織委員長、池内眞一副委員長、原田重良委員、澤木英二委員、野村修委員、土居隆彦委員、山本営繕企画官、岩本調達事務改善推進官

[外部委員]・・・

沖塩荘一郎委員、神田良委員、櫻井敬子委員、谷口汎邦委員、諸田敏朗委員

### 1. 開会

### 2. 報告

- (1) 発注者綱紀保持対策の有資格業者への周知方策について
- (2) 発注者綱紀保持研修・講習について

### 3. 議題

- (1) 国土交通省大臣官房官庁営繕部発注者綱紀保持マニュアルの基本的な考え方について
- (2) 国土交通省大臣官房官庁営繕部発注者綱紀保持マニュアル骨子について

このようなマニュアルは、困った時に使えるのが大切である。基本的な心構えなどは記載しなくても良い。「6 秘密情報等の管理のあり方」では、どんな行動を取るのかが大事であり、困った時に助けになるところ。「7 事業者対応のあり方」についても、OB 対応など物理的な対応や距離感が大切になってくる。「8 綱紀保持のための体制」と「11 執務環境の整備等」は同じような内容だが、やはり物理的な対応が大切ということ。「9 違反行為発生時の対応」、「10 報告後の対応」では危機管理が軸になり、このような危機管理では部長の役割が大事になってくる。また、ホットライン等、第三者や独立専門的な立場の方も重要。

このマニュアルは、発注者にポイントを絞って作成する予定である。

民間のコンプライアンスマニュアルを見ると、倫理などの心構えまで幅広く記載されているが、なるべくシンプルなものにしたい。

マニュアルは官庁営繕部だけに関わる話ではない。国土交通省全のスタンスは、どういうものなのか。

官庁営繕部は本省において公共工事を含めた発注者という立場にあり、国土交通省内で率先してマニュアルを作っていく。

発注事務全体であれば、会計課なども関わってくる。本来であれば、総務課などがマニュアルのたたき台を作るべきであろう。

官庁営繕部では、業務上業者と接しているので、早めにマニュアルを作成したいと考えている。

官庁営繕部として、何を大切にするのか。最初から公務員倫理などを含めた全体版を作るのではなく、全体版と官庁営繕部版を分けて考えた方が良い。全体版を官庁営繕部で決めて良いのかという議論もある。マニュアル骨子試案の12項目の中から、項目を絞って作成するのが良いと思う。

営繕部の不祥事はあるのか。

本省ではなく、地方整備局で逮捕者が出た。

どのような案件だったのか。

地方整備局の課長補佐が、下請けに入りたい業者からパソコンなどを受け取っていた。

マニュアルは、紙媒体が前提なのか。

その予定である。

電子媒体の方が良いのではないかと。電子媒体であれば、動画が入るし、改訂もしやすい。すぐに検索も出来る。また、このマニュアルは、どのような観点から作成するのか。

家に帰ってから子供に今やろうとしていることを話すことが出来るかという基準、すなわち内からの観点ではなく、外の社会からの観点から作成する。また、困った時に相談しやすい職場環境作りも大切だと考えている。

盆暮れにタオル一本もらうのでさえ、受け取って良いのか迷ってしまう。そういう場面でマニュアルが必要になってくるし、職員が気楽に相談できる相手や体制も必要ではないかと考える。

業務遂行上では、場面ごとに業者に伝えて良いことといけないことが日々変わっている。ポイントを絞って作成していきたいと思う。

事例が入っているのが大切。事例の選択はどう考えるか。

当委員会に諮りながら、事例の選択をしていきたい。事件性の大小に関わらず、営繕部以外の部局の問題も取り上げたい。

去年は県知事の不祥事があったが、県知事の問題を載せても仕方がない。自分たちの仕事に関わりのある事例を載せていきたい。

現実の事例もそうだが、想定事例も入れた方が良い。

想定事例が良いと思う。まさに、困った時に見ることが出来るものになる。

発注者が善意でやろうとしたことが、問題につながることもあるかもしれない。そういう想定事例も必要。

暴力団対応など、現場の人間の相談窓口というものはあるのか。

その様な対応については、警察からも協力を求められており、業者から国に報告するように協力を求めている。

業者からの通報や相談を受けつける体制を整えるべきではないか。

業務上、業者と接しなければ仕事にならない者もいるので、今後検討してきた

い。

4 . その他

5 . 閉会